

平成 29 年 1 月 10 日

各 位

会社名 シャープ株式会社
代表者名 取締役社長 戴 正 呉
(コード番号 6753)

当社子会社に対する訴訟の上告提起及び上告受理申立てに関するお知らせ

平成 28 年 12 月 15 日付「当社子会社に対する訴訟の控訴審判決に関するお知らせ」によりお知らせいたしました、当社子会社のシャープエンジニアリング株式会社（以下、「SEK 社」といいます。）（第一審被告、被控訴人）に対する上告人兼申立人（第一審原告、控訴人）からの損害賠償請求控訴事件について、平成 29 年 1 月 5 日、SEK 社は東京高等裁判所より上告人兼申立人が上告提起及び上告受理申立てを行った旨の通知を受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

1 訴訟の提起から上告提起及び上告受理申立てに至るまでの経緯

上告人兼申立人は、SEK 社の従業員が上告人兼申立人宅でテレビを壁から外してテレビ台に設置する作業をした際、誤ってテレビを控訴人の左手示指（人差し指）に落下させ傷害を負わせたと主張して 33,034,651 円の損害賠償等を求める訴訟を提起しましたが、平成 28 年 6 月 3 日、第一審の千葉地方裁判所松戸支部は、上告人兼申立人の請求には理由がないとして判決により請求を棄却しました。同月 19 日、上告人兼申立人は東京高等裁判所に控訴を提起しておりましたが、平成 28 年 12 月 7 日、判決により控訴が棄却されました。

これに対して、上告人兼申立人が控訴審判決の全部を不服として、上告提起及び上告受理申立てを行ったものです。

2 子会社の概要

(1)	名 称	シャープエンジニアリング株式会社
(2)	所 在 地	大阪府八尾市北亀井町三丁目 1 番 7 2 号
(3)	代表者の役職・氏名	取締役社長・鶴田 透
(4)	事 業 内 容	家電製品のアフターサービス
(5)	資 本 金	389,000,000 円

3 上告提起及び上告受理申立てを行った者の概要

(1)	氏名	個人
(2)	住所	千葉県柏市

4 上告及び上告受理申立ての内容

上告人兼申立人は、控訴審判決を破棄し、更に相当の裁判をすることを求めています。

5 今後の見通し

上告及び上告受理申立ての内容を精査した上で、適切に対応してまいります。

以 上